

8月は 受給者証・保険証の切り替え時期です

◎問い合わせ
本庁健康増進課（内線 242 ～
247）、各総合支所国保担当課

8月1日からの新しい「医療費受給者証」、「国民健康保険高齢受給者証」、「後期高齢者医療被保険者証」は、7月中旬に該当者へ郵送します。また、入院や高額な外来治療を受ける場合の「限度額適用認定証」を使用する人は、申請手続き方法をご確認ください。

■医療費受給者証（黄色、桃色、緑色）

◎対象＝乳幼児、小学生、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦

現在交付を受けていて、更新対象の人に郵送します。受給者証番号が変わる場合がありますので、確認の上、医療機関には新しい受給者証を提示してください。

■岩手県国民健康保険高齢受給者証（うぐいす色）

◎対象＝国民健康保険に加入している70歳から74歳（昭和18年8月2日～23年8月1日生まれ）の人

医療費の自己負担割合を示す証明書になりますので、医療機関で受診する際に保険証と一緒に提示してください。提示しないと、本来の自己負担割合で受診できない場合がありますのでご注意ください。

■後期高齢者医療被保険者証（青色）

◎対象＝75歳以上の人、65歳以上で一定の障がいがある人

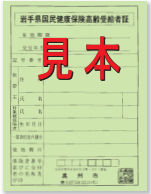
医療費の自己負担割合は1割（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割）です。障がいによる加入は、障害年金を受給している人や、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている人などが、認定要件を満たしている場合に限り対象となります。

医療費受給者証



乳幼児（黄色） 重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦（桃色）※
※重度心身障がい者とひとり親家庭の子のうち、未就学児は黄色です

岩手県国民健康保険
高齢受給者証



後期高齢者医療
被保険者証



限度額適用認定証などの申請（更新）手続き
有効期限は7月31日まで 更新を忘れずに！

医療費の自己負担が限度額までになる「限度額適用認定証」、入院中の食事代も減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請（更新）手続きについてお知らせします。8月から新たに交付対象となる現役並み所得者ⅠおよびⅡの人の条件などは、8ページをご覧ください。なお、世帯内に住民税未申告の人がいる場合は認定証を発行できません。

1 国民健康保険加入者

いずれの認定証も、8月以降も引き続き使用する場合は8月中旬に申請が必要です。

(1) 限度額適用認定証

■対象＝70歳未満で入院や高額な外来治療を受ける人
■手続きに必要なもの＝保険証、印鑑、来庁者の本人確認書類★

(2) 標準負担額減額認定証

■対象＝世帯主と被保険者が住民税非課税の人
■手続きに必要なもの＝保険証、印鑑、減額認定証（更新の場合）、入院期間のわかるもの（90日を超えた場合）、来庁者の本人確認書類★

2 後期高齢者医療保険加入者

限度額適用・標準負担額減額認定証

新規申請の人は保険証、来庁者の本人確認書類★を持参してください。更新の人には8月初旬に新しい認定証を送付します（申請不要）。

■対象＝世帯の全員が住民税非課税の人

区分Ⅰ：世帯全員の所得が0円の人（年金所得控除額は80万円として計算）

区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の人

◎区分Ⅱの人は入院日数が90日を超えた場合、食事代がさらに減額になる長期入院該当の申請ができます

★本人確認書類は、運転免許証など顔写真のあるものは1点、保険証など顔写真のないものは2点必要
※申請にはマイナンバーの記入が必要です

◎「国民健康保険被保険者証」の更新日は10月1日です。9月下旬に郵送します。
◎「介護保険被保険者証」は、対象者ごとの有効期限に基づき随時更新します。

平成30年8月から70歳以上の人の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

◎問い合わせ 国保加入者＝
本庁健康増進課国保係（内線243）、
後期高齢者医療制度加入者＝
同医療給付係（内線245、246）

高額療養費制度とは、1カ月に支払った医療費のうち、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、70歳以上の国民健康保険あるいは後期高齢者医療制度に加入している人の自己負担限度額が変更となります。

これまで現役並み所得者には限度額適用認定証は交付されませんでしたが、住民税課税所得690万円未満の人は交付対象となります。入院など医療費が高額となる際は、本庁健康増進課または各総合支所国保担当課で申請してください。

■所得に応じた自己負担限度額

所得区分		外来 （個人単位）	外来＋入院（世帯単位）		備考
			1回～3回	4回以降 ※5	
現役並み 所得者 ※1	Ⅲ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円 （総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1％を加算）	140,100円	
	Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 （総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1％を加算）	93,000円	新たに限度額適用認定証の交付対象となります
	Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 （総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1％を加算）	44,400円	新たに限度額適用認定証の交付対象となります
一般 ※2		住民税課税所得 145万円未満	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ ※3		住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ ※4		住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	

※1 住民税課税所得145万円以上の人などで、医療費の自己負担割合が3割の人

※2 住民税課税世帯で、医療費の負担割合が2割または1割の人

※3 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の人

※4 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

※5 過去12カ月以内に限度額に達した月が3回以上ある場合は、4回目から上限額が下がります（現役並み所得者と一般のみ）

博物館や記念館の 小中学生の入館料が無料になります

◎問い合わせ
本庁政策企画課企画推進係
（内線415）

奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町からなる定住自立圏（愛称：日高見の国定住自立圏）の取り組みの一つとして、4市町にある博物館や記念館の広域利用を進めるため、圏域小中学生の入館料を無料にしています。ぜひ夏休み期間に足をお運びください。 ◎定住自立圏構想とは…要件を満たす中心市と近隣市町村が、医療や福祉、産業振興、地域公共交通などの分野で、必要に応じて連携・協力するもので、新しい広域連携の仕組みです

■対象施設

奥州市（11施設）	高野長英記念館、後藤新平記念館、斎藤實記念館、菊田一夫記念館、埋蔵文化財調査センター、伝統産業会館（奥州南部鉄器館）、牛の博物館、武家住宅資料館、水沢乙女川先人館、胆沢郷土資料館、衣川歴史ふれあい館
北上市（3施設）	博物館、鬼の館、とねやまこうじん利根山光人記念美術館
金ケ崎町（3施設）	要害歴史館、軍馬の郷六原資料館、千田 正 記念館
西和賀町（2施設）	歴史民俗資料館、川村美術館・デッサン館

※開館時間や休館日など>>> 本市の施設は市ホームページをご覧ください
本市以外の施設は各施設または各市町にお問い合わせください



開館時間などは
こちらから